

京都市告示第 513 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 2 月 21 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
洛北第二緯22号線	左京区岩倉幡枝町21番地の1地先から 同町803番地の1地先まで	旧	メートル 160.90	14.00 ～メートル 17.00
		新	149.10	13.97 ～ 17.02
洛北第三緯1号線	左京区岩倉幡枝町70番地地先から 同区静市市原町840番地地先まで	旧	567.00	14.00 ～ 21.00
		新	574.10	13.97 ～ 16.03

(建設局道路部道路明示課)